

北港処分地における埋立処分方法の論点について

論点（案）	検討会議の考え方	国の考え方	府民の声
<p>① 北港処分地における国の評価結果は妥当か</p> <ul style="list-style-type: none"> ┃ 陸域で埋立を行う場合（ゼオライトなし）の評価結果は妥当か ┃ ゼオライトを敷いた場合の評価結果は妥当か ┃ 津波災害時の検討結果は妥当か <p>② 北港処分地の陸域での埋立方法や測定方法等について、陸上の埋立処分場と同様と考えてよいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ┃ 埋立方法は以下のとおりでよいか <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立場所が特定できるように措置 ・ 水となるべく接触しないようにする ・ 土壌層の上に埋立 ・ 飛散、流出防止のため即日覆土（作業終了後に遮水シートをかぶせる方法でも問題ないか） ┃ 放流水の濃度限度や測定地点、頻度等は陸上部における埋立処分と同様と考えてよいか 		<p>○ 北港処分地に係る個別評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水面に焼却灰を直接投入した場合、残余水中の放射能濃度は検出下限値以下。 ② 焼却灰を陸域部に埋め立てた場合、焼却灰から溶出する放射能濃度は、残余水面に到達した時点で検出下限値以下。 ③ 焼却灰を陸域部に埋め立てる際にゼオライトを敷設した場合、焼却灰から溶出する放射能濃度は、埋め立て場所の直下で検出下限値以下。 ④ 津波災害時を想定し、焼却灰が残余水に広がった場合は、①の濃度をさらに下回る。 水処理施設が破壊され残余水高さが高い状態が5年続いた場合は、埋立地内の土堰堤によって封じ込めが可能であり、5年後に水処理施設が稼動し水位が下がることで②とほぼ同じ結果となる。 <p>○ 環境省ホームページ Q&A</p> <p>Q: がれきを受け入れたことで風評被害にあった場合、政府は責任をとってくれるの？</p> <p>A: 風評被害については、未然防止に最善をつくします。 がれきの広域処理の対象としているのは、放射性セシウム濃度が不検出または低いものに限っており、科学的にも安全に処理できることが確認されています。 このため、本来は風評被害が生じるような性格のものではなく、環境省としても、安全性について説明に万全をつくします。また、放射線量の測定データなど、各種メディアを活用した積極的な広報、がれき受け入れの先行事例における実績の情報発信など、広報活動を進めているところです。万が一、風評被害による損害が生じた場合は、ご相談のうえ、国として責任をもって、これを回復するための可能なかぎりの対策を講じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ セシウムは水溶性のため、海面埋立をすると海を汚染するのではないか。 ○ 大地震や津波の自然災害が生じた場合の対応や対策はどうか。 ○ 最終処分場の周囲に汚染がないか、地下水や空間線量率を継続的に測定し、公開してほしい ○ 放射能で汚染された排水の扱いはどうか。 ○ 最終処分場の跡地利用について制限を追加しないのか ○ ゼオライトが安全という科学的根拠はない。 ○ ゼオライトは塩基交換という性質があるため、海水につけると吸着した物質を排出する作用がある ○ ゼオライトは飽和状態になると効果がなくなるのではないのか。 ○ ゼオライトはろ材のため、セシウムを吸着できないのではないのか。 <p>○ 検討会議での委員からの意見を踏まえて、大阪府の責任において、府民に対して分かりやすく説明するなど、農水産物の風評被害が発生しないよう万全の策を講じること。</p>